
上峰町再犯防止推進計画

(計画期間：令和7年度～令和11年度)



令和7年3月
佐賀県上峰町

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1. 計画策定の趣旨 1
- 2. 計画の位置づけ 1
- 3. 計画期間 1
- 4. 計画に基づく再犯防止施策の対象者 1

第2章 犯罪情勢等について

- 1. 佐賀県内の刑法犯認知件数 2
- 2. 上峰町内の刑法犯認知件数及び内訳 2
- 3. 佐賀県内の刑法犯検挙者中の再犯者数及び少年数 3
- 4. 佐賀県内の新規受刑者中の再入者数及び再入者率 3

第3章 計画の基本方針

- 1. 基本的な考え方 4
- 2. 重点項目 4

第4章 町の取組について

- 1. 広報・啓発活動の推進 5
- 2. 就労・住居を確保するための取組の推進 6
- 3. 保健医療・福祉サービスの利用の促進 7
- 4. 非行の防止 8
- 5. 関係機関・団体との連携強化 9

第5章 計画の推進について

- 1. 計画の推進体制 9

用語解説 10

再犯の防止等の推進に関する法律 13

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

令和4年の佐賀県内の刑法犯検挙者に占める再犯者の割合は43.6%となっており、再犯防止対策は地域の安全にとっても極めて重要な課題となっています。

国においては、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号。以下「法」という。）が施行され、「地方公共団体が、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する」ことや、「国の再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定めるよう努める」ことが明記されました。

また、佐賀県においても、令和5年3月に「第二次再犯防止推進計画」が策定され、「犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図れるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた息の長い支援を実現すること」などの基本的な方向性が示され、再犯防止の取組を深化させ推進していくこととされています。

本町においても、町民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等を地域社会から排除・孤立させることなく、再び社会の一員として受け入れることができる社会と、安全で安心して暮らせるまちづくりをすすめていくことを目的として「上峰町再犯防止推進計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定するものです。

3. 計画期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

なお、今後の社会情勢の変化や国・県の見直し等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4. 計画に基づく再犯防止施策の対象者

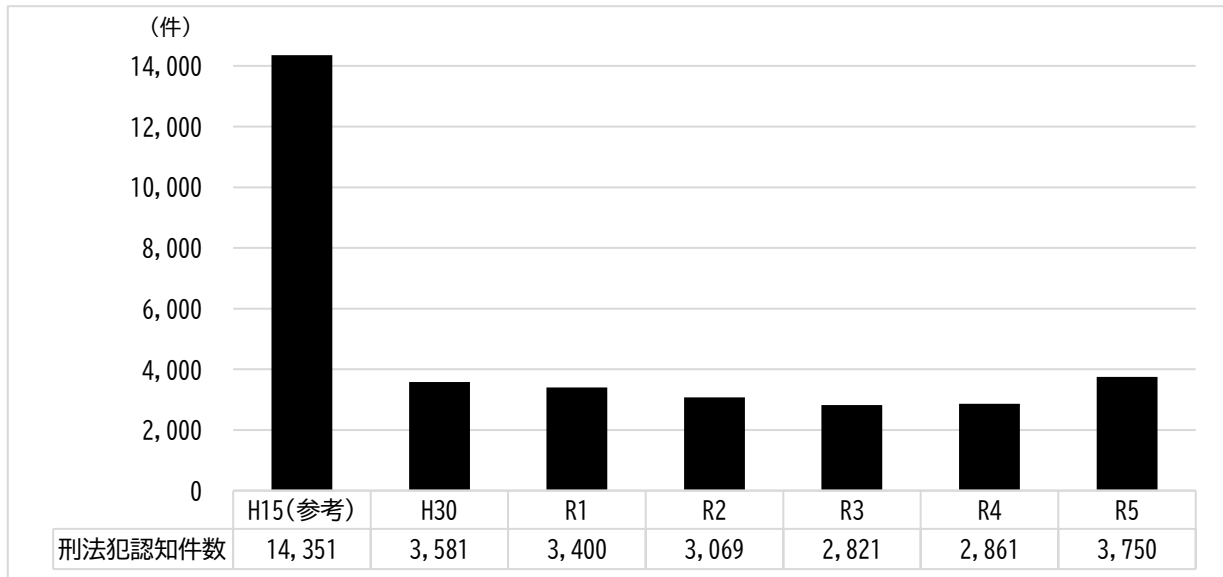
本計画で定める再犯防止への取組は、犯罪をした者等を対象とします。

なお、犯罪をした者等とは、法第2条第1項に定める犯罪をした人又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった人を指します。

第2章 犯罪情勢等について

1. 佐賀県内の刑法犯認知件数

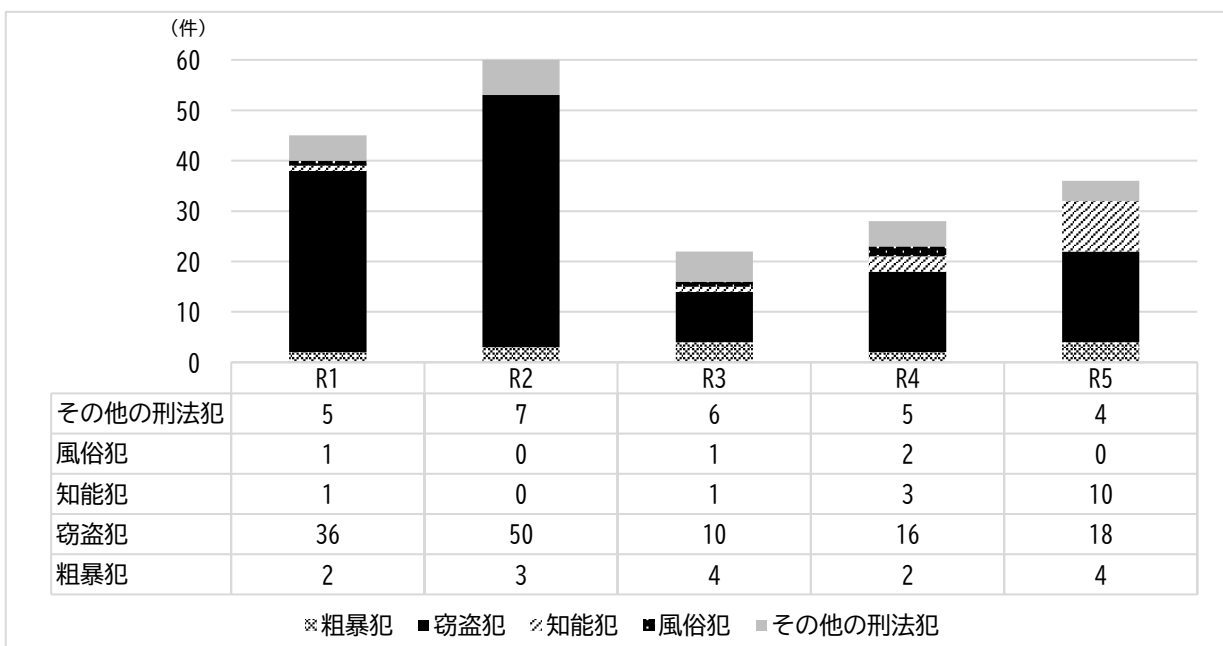
県内における刑法犯認知件数は、平成15年の14,351件をピークに年々減少傾向にありましたが、令和4年から増加傾向に転じています。



【出典：佐賀県警統計データ】

2. 上峰町内の刑法犯認知件数及び内訳

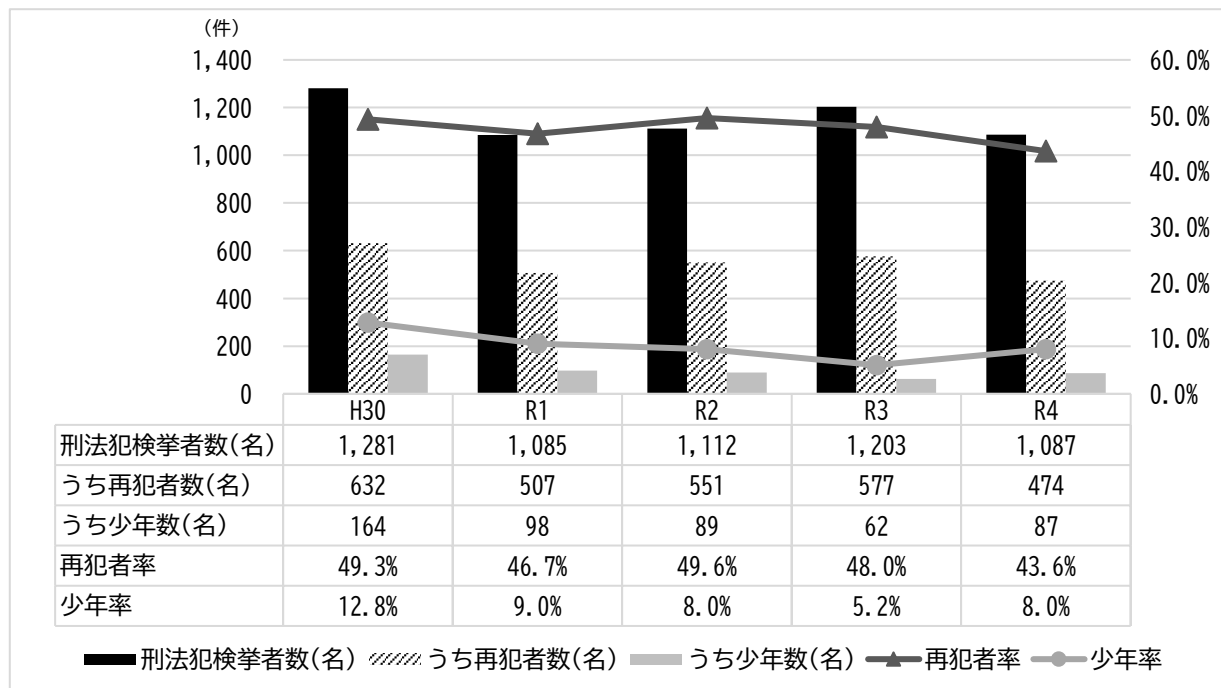
本町内の過去5年間の刑法犯認知件数内訳は、窃盗犯が最も多くなっています。また、知能犯の件数が令和3年以降、年々増加傾向にあります。



【出典：佐賀県警統計データ】

3. 佐賀県内の刑法犯検挙者中の再犯者数及び少年数

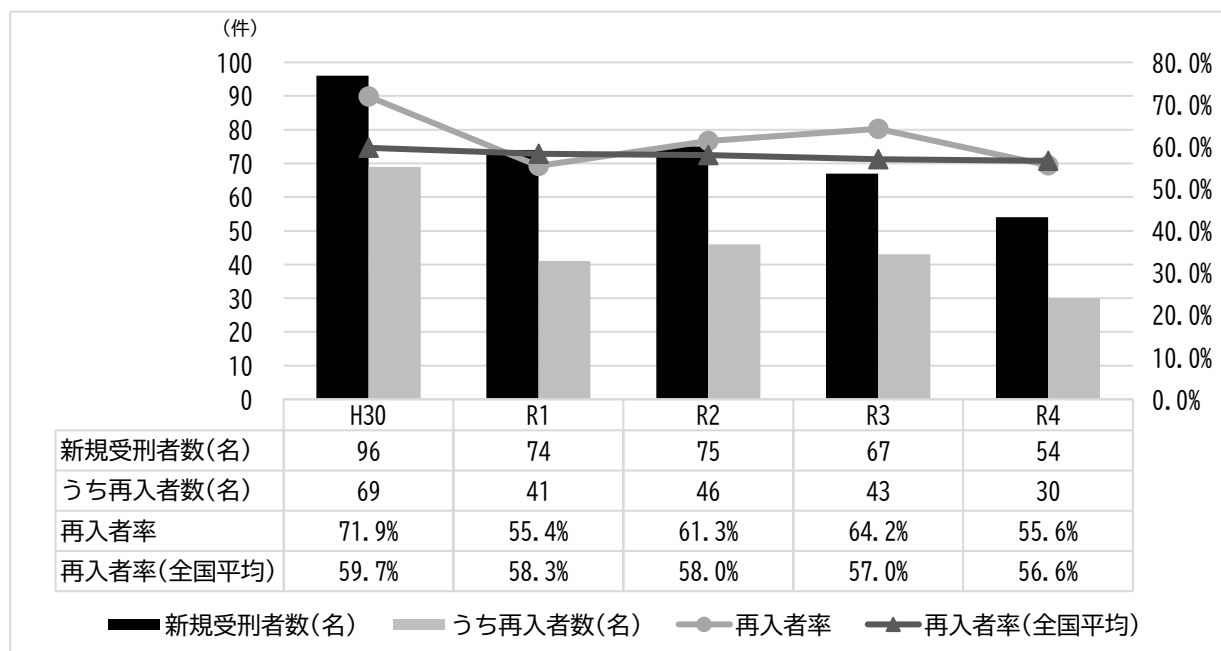
県内における刑法犯検挙者に占める再犯者の割合は、50%付近を推移しています。また、少年数の割合については、10%程度となっています。



【出典：佐賀県警統計データ、第二次佐賀県再犯防止推進計画】

4. 佐賀県内の新規受刑者中の再入者数及び再入者率

県内における新規受刑者に占める再入者の割合は60%前後で、全国平均を若干上回っている傾向にあります。



【出典：第二次佐賀県再犯防止推進計画】

第3章 計画の基本方針

1. 基本的な考え方

法、国の第二次再犯防止推進計画（令和5年3月17日策定）及び第二次佐賀県再犯防止推進計画を踏まえ、本町の実情に応じた計画を策定し、関係機関・団体等と連携を図りながら再犯の防止等に関する取組を推進します。

2. 重点項目

犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、地域共生社会を構成する一員となるよう、次の重点項目に取り組みます。

- 1 広報・啓発活動の推進
- 2 就労・住居を確保するための取組の推進
- 3 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- 4 非行の防止
- 5 関係機関・団体との連携強化

第4章 町の取組について

1. 広報・啓発活動の推進

(1)現状と課題

犯罪をした者等の社会復帰のためには、犯罪をした者等が社会において孤立することがないよう、地域社会の理解と協力を得て、犯罪をした者等が再び地域社会の一員として受け入れられるよう支援をしていくことが重要です。

しかしながら、町民の多くは犯罪や非行が必ずしも身近にないことから、再犯防止に対する理解や関心が深まりにくい状況にあります。

こうしたことから、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について、広く町民の理解を深めるとともに、それぞれの立場において犯罪や非行のない地域社会を築いていく取組が重要です。

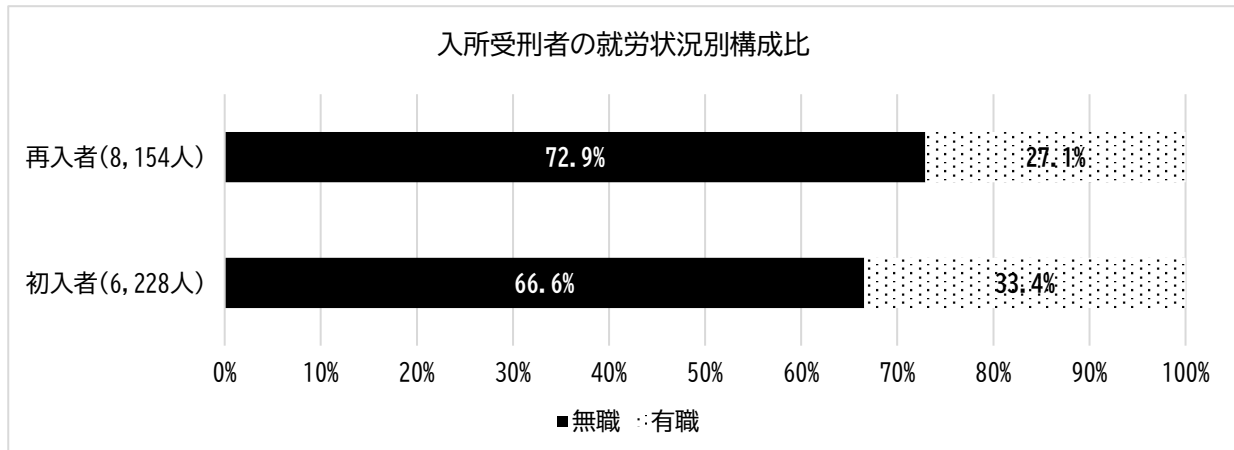
(2)町の取組

No.	取組	内容
1	「社会を明るくする運動」の周知・啓発	「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行の防止と、立ち直り支援への正しい理解を深めるため、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。毎年7月の全国強化月間を中心に、活動に対する町民の理解を深めます。
2	「ダメ。ゼッタイ。」普及運動	規制薬物の乱用は犯罪行為であるとともに、治療や支援が必要な精神疾患でもあるという理解が地域に広がるよう啓発を行います。
3	人権教育・啓発	町民一人ひとりの人権尊重の意識を高めるため、人権教育・啓発を推進します。
4	町広報誌やホームページ等による啓発	町広報誌やホームページに、町民の関心を高めるための記事を掲載し、啓発を行っていきます。

2. 就労・住居を確保するための取組の推進

(1)現状と課題

全国の刑事施設入所者のうち、犯行時に無職であった者の割合は、初入者の割合に比べて再入者の割合が高く7割以上となっており、不安定な就労が再犯リスクに結びつきやすいことが明らかになっています。（令和5年版犯罪白書より）



【出典：令和5年版犯罪白書】

また、刑務所満期出所者のうち約4割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していることと、適当な帰住先が確保されていない刑務所出所者の2年以内再入率が、更生保護施設等へ入所した仮釈放者に比べて約2倍高くなっていることも明らかになっています。（国の第二次再犯防止推進計画より）

以上のことから、生活の安定のための就労・住居の確保は、再犯防止に向けた重要な課題であるといえます。

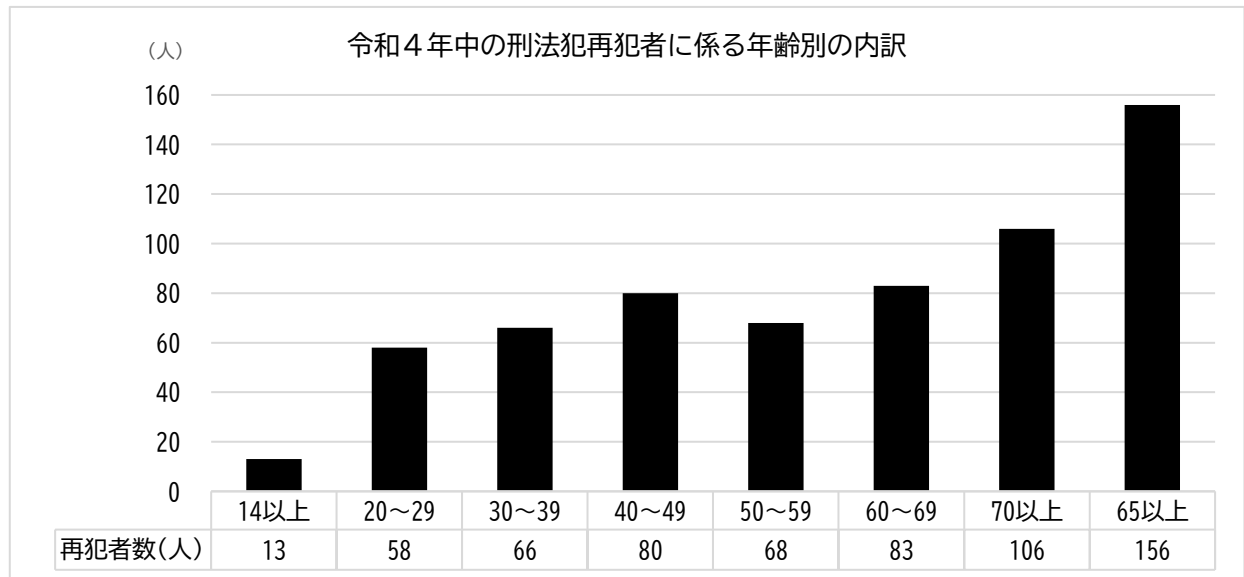
(2)町の取組

No.	取組	内容
1	生活困窮者自立支援事業	佐賀県生活自立支援センターと連携し、自立相談支援事業、就労準備支援事業、生活困窮者住居確保給付金支給等の支援を行います。
2	障害者等への支援	障害福祉サービス事業所や関係団体と連携し、障害者等の就労について支援を行います。
3	ハローワークとの情報共有	ハローワークと連携し、就労の場の創出を推進します。
4	町営住宅の情報提供	町営住宅の空き情報を発信します。

3. 保健医療・福祉サービスの利用の促進

(1)現状と課題

高齢者の刑法再犯者は他の世代に比べて高くなっています。また、知的障害のある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっています。（国の第二次再犯防止推進計画より）



【出典：令和5年版犯罪白書】

今後、少子高齢化が進む中で、高齢者の数は増加することが見込まれ、医療や介護と連携した支援が必要です。高齢者や障害者など社会的に孤立しやすい傾向のある人への支援は、専門的な知識や経験が必要で、切れ目なく行われることが求められます。

また、薬物依存問題については、覚醒剤取締法違反により受刑した者の2年以内再入率は減少傾向にあるものの、大麻事犯の検挙人数が増加し、その約7割を30歳未満の者が占めるなど、若年者を中心とした大麻の乱用が拡大しているなどの課題もあります。（国の第二次再犯防止推進計画より）

これらの課題に対応するため、薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や治療等に携わる保健医療機関等と「息の長い」支援を実施できるよう、連携体制を強化していく必要があります。

(2)町の取組

No.	取組	内容
1	高齢者福祉の推進	地域で安心して暮らしていけるように、介護、福祉、保健、医療など、様々な面から高齢者やその家族を支援します。
2	障害者福祉の推進	障害に関する相談支援体制、サービス提供体制の充実を図り、就労支援など障害のある人の自立と社会参加を促進していきます。
3	薬物依存症等相談への対応	薬物依存症等に関する相談について、関係機関につなぎます。

4. 非行の防止

(1)現状と課題

我が国の高等学校への進学率は、98.8%であり、ほとんどの人が高等学校に進学する状況にありますが、その一方で、入所受刑者の33.8%、少年院入院者の24.4%が中学校卒業後に高等学校へ進学していません。(国の第二次再犯防止推進計画より)

そのため、学校や地域における非行の未然防止に向けた取組や、犯罪をした者等の円滑な社会復帰のために、継続した学びや進学等のための支援、情報提供等を継続して行う必要があります。

(2)町の取組

No.	取組	内容
1	専門家による教育相談	様々な悩みを抱える児童生徒及び保護者に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の適切な相談支援体制づくりを推進し、必要に応じて公的機関や福祉関係機関等へつなげていきます。
2	修学支援等の周知	さが法務少年支援センター（佐賀少年鑑別所）では、非行防止に関するノウハウの地域への還元、学習支援、カウンセリング等が実施されており、その周知を図ります。
3	児童相談所等との連携	非行や生活の乱れのために家庭生活や学校生活に困難を抱えた子どもに対し、児童相談所等と連携して引き続き支援を行っていきます。

5. 関係機関・団体との連携強化

(1)現状と課題

犯罪をした者等が再び罪を犯すことなく地域で安定した生活を送るためには、国・県の機関や民間の団体等と連携して重層的に取り組を進める必要があります。

(2)町の取組

No.	取組	内容
1	関係機関・団体等との連携及び支援	佐賀保護観察所、佐賀県保護司会連合会、佐賀県更生保護女性連盟、佐賀県 BBS 連盟、佐賀ダルク等と連携し、生活基盤の安定や精神的サポートを行うなど、社会復帰に向けた包括的な支援を行い、出所者や保護観察中の人の再犯防止に向けた活動を推進します。
2	総合的に相談できる体制の充実	介護、福祉、保健、医療などの必要なサービスについて、町民が地域において総合的に相談等できる重層的支援体制整備事業を推進します。
3	見守り活動等の支援	それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う民生委員児童委員や社会福祉協議会の活動を支援していきます。

第5章 計画の推進について

1. 計画の推進体制

本計画を推進するため、関係各課等が、事業の実施に係る連携や調整を図ります。また、国、県、地域の関係機関や団体、その他関係者との連携・協働による取組を総合的に推進します。

用語解説

▶刑法犯

凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯、その他の刑法犯のことをいう。これは、殺人や強盗、窃盗など「刑法」等の法律に規定する犯罪を意味する。

▶再入者

受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者のこと。

▶社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動で、法務省が主唱している。

▶「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

平成10年6月国連麻薬特別総会において国連薬物乱用根絶宣言が採択されたことを受け、この宣言の支援事業の一環として、官民一体となり、国民一人ひとりの薬物乱用問題に対する意識を高め、薬物乱用防止に資するため、全国各地で街頭キャンペーン等の啓発活動が実施されている。

▶刑事施設

刑事施設には、刑務所、少年刑務所及び拘置所の3種類がある。刑務所及び少年刑務所は、主として受刑者を収容する施設であり、拘置所は、主として未決拘禁者を収容する施設である。

▶更生保護施設

主に保護観察所から委託を受けて、住居がない、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察対象者又は刑務所からの満期釈放者等を宿泊させ、食事を給与するほか、就職援助、生活指導等を行う施設。全国に103の施設がある。県内には佐賀県恒産会の1施設がある。

▶生活困窮者自立支援事業

平成27年4月に開始された、様々な理由により生活に困っている方が、地域の中で安心して自立した生活ができるよう、主に人的支援を行うことにより自立の促進を図る制度。

▶佐賀県生活自立支援センター

公益社団法人佐賀県社会福祉士会が佐賀県より委託を受けて運営を行っており、家計相談支援事業を行うグリーンコープ生活協同組合さがと常に連携・協働しながら、生活困窮者の自立に向けた相談支援を行っている。

▶生活困窮者住居確保給付金

離職等による収入減少から経済的に困窮している方で、就労能力及び就労意欲があり申請要件に該当する方に、家賃額基準を上限とした家賃相当額を住居確保給付金として支給する制度のこと。

▶ハローワーク

公共職業安定所のこと。事業主からの求人を求職登録している求職者に提供し、職業相談、職業紹介を行っているほか、雇用保険、各種助成金なども取り扱っている。また、犯罪をした者等を雇用しようとする事業主に受刑者等専用求人の申し込みを受け付けたり、矯正施設や保護観察所と連携してマッチング等を行うなどの取組も行っている。

▶スクールカウンセラー

心理についての専門性を持ち、学校において、児童生徒が抱える様々な課題について解決のための助言や指導を行う者のこと。

▶スクールソーシャルワーカー

問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく者のこと。

▶さが法務少年支援センター（佐賀少年鑑別所）

少年鑑別所法第131条に基づき、児童福祉機関、学校・教育機関などの青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動などに取り組む機関のこと。

▶児童相談所

児童福祉法に基づき設置されている行政機関のこと。すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮できるように家族等を援助し、ともに考え、問題を解決していく専門の相談機関である。

▶佐賀保護観察所

佐賀県内の保護司、更生保護女性会員、BBS 会員及び協力雇用主並びに更生保護施設「佐賀県恒産会」とともに更生保護の活動を展開している機関のこと。

▶保護司、佐賀保護司会連合会

犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアであり、その身分は、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員である。保護司は全国を886の区域に分けて定められた保護区に配置され、保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行っている。佐賀県では、県内8つの保護区がある。

▶更生保護女性会員、佐賀更生保護女性連盟

地域社会の犯罪、非行の防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的としたボランティア。佐賀県内には12の地区女性会を構成員としている。

▶佐賀県 BBS 連盟

BBS とは、Big Brothers and Sisters Movement の略であり、様々な問題を抱える少年に、兄や姉のような立場で接し、一緒に悩み、学び、楽しむことを通じて少年の立ち直りや自立を支援するとともに、非行防止活動を行う成年ボランティア団体のこと。また、佐賀県 BBS 連盟は独自に、非行に陥った少年だけでなく、非行防止の活動及び虐待・ネグレクトにも力を入れて、子どもたちの居場所づくりとなる活動をしている。

▶佐賀ダルク

ダルク（DARC）とは、Drug（ドラッグ）、Addiction（依存症、行動嗜癖）、Rehabilitation（リハビリ）、Center（施設）の頭文字をとった造語。当事者が当事者を支援する方法により薬物依存症からの回復を支援する民間のリハビリ施設である。佐賀ダルクは平成21年佐賀市に設立され、薬物依存症から解放されたい仲間同士によるグループセラピーとしての「ミーティング」を中心に回復の手助けをしている。

▶重層的支援体制整備事業

市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、地域住民の支援ニーズに対する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業。

▶民生委員児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めるボランティアのこと。

▶社会福祉協議会

地域福祉の推進を図ることを目的とする民間団体。民間団体ではあるが、社会福祉法に定められ、都道府県や市区町村において、様々な場面での地域の福祉増進に取り組んでいる。

▶協力雇用主

犯罪をした者等の自立や社会復帰に協力することを目的として、その事情を理解した上で犯罪をした者等を雇用し、改善更生に協力する事業主のこと。

再犯の防止等の推進に関する法律

(平成28年法律第104号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

(基本理念)

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（連携、情報の提供等）

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。
- 4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

（再犯防止啓発月間）

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

- 2 再犯防止啓発月間は、七月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

（再犯防止推進計画）

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

- 2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - 二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
 - 三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - 四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
 - 五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
- 6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

（地方再犯防止推進計画）

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表する

よう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年

法律第百九十三号) 第二条第二号に規定する公営住宅をいう。) への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設(矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。)が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

- 2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（令和四年五月二五日法律第五二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

上峰町再犯防止推進計画

発行：上峰町健康福祉課
佐賀県三養基郡上峰町大字坊所 383 番地 1
TEL:0952-52-7413（直通）